

# 障がい児・者通所支援センター ライフサポートヒラソル

## 「就労定着支援事業利用契約」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規程に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用者に対して就労定着支援サービスを提供します。

当サービスの利用は、原則として障害者総合支援法に基づく訓練等給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者	1
2. 利用事業所	1
3. サービスに係る設備等の概要	2
4. 従業員の配置状況	2
5. 苦情の受付について	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. 利用料金・費用のお支払い方法	5
8. 利用料金の変更	5
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について	5
10. 非常災害時の対策	6
11. 事故発生時の対応	6
12. 事業所、施設ご利用の際に留意していただく事項	6

社会福祉法人 征峯会  
(指定障害福祉サービス事業所)  
当事業所は茨城県の指定を受けています。  
(茨城県指定 第0812700896号)

## 1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 征峯会
所在地	茨城県筑西市上平塚590-1
代表者氏名	理事長 渡辺和成
電話番号	0296-28-1277 FAX 0296-28-7840
法人の設立年月	昭和61年11月1日

## 2. 利用事業所

事業所の種類	令和2年4月1日指定 茨城県第0812700896号
事業所の名称と目的	障がい児・者通所支援センター ライフサポートヒラソル 就労定着支援事業 障害福祉サービスを利用して通常の事業所へ雇用された利用者に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談等の実施、また、雇用先の事業主や障害福祉サービス事業者等との連絡調整及び連携を行い、利用者の職場への定着及び就労の継続を図る。
主たる対象者	知的障害者・身体障害者・精神障害者
施設の所在地と連絡先	茨城県筑西市上平塚587-4 TEL 0296-45-5057 FAX 0296-45-5075
管理者	村井正和
サービス管理責任者	近藤 誠
経営理念	「最高の笑顔をあなたに」 あなたの笑顔が見たいから、私たちは最高の笑顔でまごころを尽くします。
施設の行動基本方針	①私たちは、お客様一人ひとりの個性と生き方を尊重し、誠実な気持ちで、まごころを込めて対応します。 ②私たちは、お客様のニーズを第一に考え、迅速かつ確実に、そして笑顔をもって行動します。 ③私たちは、福祉のスペシャリストとして責任と誇りを持ち、現状に甘んずることなく自己研鑽に励み、成長し続けます。 ④私たちは、愛する地域と共に歩み、地域に必要とされ、地域に愛される法人を目指します。 ⑤私たちは、高い志と勇気と情熱を持って、地域の新たな福祉資源を築き上げます。
事業の開所年月	就労定着支援事業 令和5年1月1日

### 3. サービスに係る設備等の概要

事業所設備の概要(ライフサポートヒラソル)

設備の種類	室数	面積	備考
食堂・多目的ホール	1室	170.67㎡	催しや行事にも使用します
就労支援訓練作業室	1室	60.46㎡	ビジネスマナー等に使用します
相談室	1室	9.70㎡	気軽に相談に応じます
浴室	3室	15.95㎡	男女交換で入浴します
医務室	1室	23.49㎡	服薬の管理や静養が必要な時に使用します
洗濯室	1室	6.85㎡	洗濯機1台

※当事業所では、上記の施設・設備等をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、就労定着支援を含む多機能型事業のサービス提供に設置が義務づけられている設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

### 4. 従業員の配置状況

従業員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する者として、下記の職種の従業員を配置しています。

<主な従業員の配置状況>

職種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
1. 統括施設長	1	1		
2. 管理者	0.1	1		1
3. サービス管理責任者	0.2	1		1
4. 就労定着支援員	0.5	1		
5. 看護職員(看護師)	1	1		
6. 医師(嘱託医)	1		1	

※常勤換算法とは従業員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤従業員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

たとえば・・・1日4時間、週5日勤務の従業員(1週間で20時間勤務)が5名いる場合、常勤換算では、2.5名(4時間×5日×5名÷40時間=2.5名)となります。

<職員の勤務体制>

職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務
就労定着支援員(常勤)	日勤 8:30~17:30 半勤 8:30~12:30 逆半勤(13:00~17:30)
看護師	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務
医師(嘱託)	毎月第4水曜日が診療日 その他必要に応じての診療

<営業日と営業時間>

営業日:月曜日から金曜日とする。必要に応じて土・日・祝日も営業する。ただし、12月31日から1月3日を除く。

営業時間及びサービス提供時間:9:00~17:00までとする。

※利用者及び企業からの支援要請があった場合は、随時対応を行うものとする。

## 5. 苦情の受付について

当事業所における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

### (1) 障がい児・者通所支援センターライフサポートヒラソルサービス調整委員会

苦情解決責任者	管 理 者	村 井 正 和
担 当 者	サービス管理責任者	近 藤 誠
委 員	児童発達支援管理責任者	増 田 里 子
	看 護 師	石 川 友 紀
第 三 者 委 員	法 人 監 事	小 島 昇
	法 人 評 議 員	小 室 高 志

受付時間：毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

電話番号 0296-45-5057

※苦情受付箱を玄関に設置しておりますのでご利用ください。

### (2) 第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

茨城県社会福祉協議会 (茨城県運営適正化委員会)	所 在 地 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階 (社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会内) 電話番号 029-305-7193
-----------------------------	--

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では利用者に対して以下のサービスを提供します。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者総合支援法に基づく訓練等給付費等から給付されるサービス</li> <li>2. 利用料金の全額をご利用者にご負担いただくサービス(障害者総合支援法に基づく訓練等給付費等の対象外のサービス)</li> </ol> |
|--|

### (1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

訓練等給付サービスについては、交通費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が訓練等給付費等の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)なお、訓練等給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払い)については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。(償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、後に、支払額のうち9割が市町村から返還されるものです)

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

(2) 訓練等給付費の対象となるサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
対面による相談支援、指導及び助言	月に1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を対面により行います。
雇用先の事業主等、関係機関との連絡調整	月に1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を対面により行います。
サービス利用中に離職する者への支援	サービス提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者が他の通常の事業所への就職等を希望した場合、特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の関係者との連絡

(3) 訓練等給付費支給対象外サービス

以下のサービスにつきましては、訓練等給付費対象外サービスにつき、利用者をご希望に応じて利用する場合の費用は、利用者負担となります。

項目	内容	利用料金
交通費	通常の事業実施地域(筑西市・結城市・桜川市)を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、利用者から徴収する。 自動車を使用したときは、通常の事業実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満 通常の事業実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上	実費負担  500円 1,000円
就労支援の必要な諸経費	就労や実習に取り組む際に係わる費用で、諸経費が発生した場合、負担していただくことが適当であるもの。	実費負担
日常生活上必要となる諸経費	利用者個別の日用生活品の購入代金や病院受診費用や健康診断等に係わる費用。	実費負担

<医療系サービス>

項目	内容	利用料金	備考
受診の付き添い	病院への通院付添	筑西市市内は1時間500円 1時間以降は 30分ごとに500円徴収 市外の病院は 1時間1,000円 以後30分ごとに500円徴収	協力病院 小松崎病院 宮田病院 協和中央病院 大津皮膚科 加藤歯科
診断書取得	利用者の自己都合の場合	1件 1,000円 遠方への出張を要する場合は別途協議	診断書取得費用は実費を徴収
医療物品・消耗品	用途が個人使用の場合	実費	
予防接種	インフルエンザ等	実費	

<事務系サービス>

項目	内容	利用料金	備考
預金出納の代行	預り金、年金等の管理	1ヶ月当り3,000円徴収 (但し、こづかいの出納のみの場合は1回100円)	
証明書発行	所得証明書・所在証明書	1通 100円	
行政手続き代行	書類送料	実費	
	窓口の手続き	1件 1,000円 遠方への出張を要する場合は別途協議	証明書取得費用は実費を徴収
コピー・FAX		実費 コピー1枚10円	

7. 利用料金・費用のお支払い方法

サービス利用の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。翌月25日(休日の場合は翌営業日)に下記口座にて引き落とししますので、不足がないよう入金ください。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ゆうちょ銀行 00210-6-117753 名義人:ライフサポートヒラソル  
 ※郵便局窓口にて「自動払込利用申込書」の提出をお願いします  
 振込手数料はお客様のご負担にてお願いします

上記の方法ができない場合、以下のいずれのお支払い方法も可能となります。事前に事業所にご相談ください。

ア. 下記指定口座への振り込み  
 筑波銀行 筑西支店 普通預金 1261846  
 名義人:社会福祉法人 征峯会 ライフサポートヒラソル  
 理事長 渡辺和成  
 イ. 当事業所と委任契約を結び、上記行為を当事業所に委任する

8. 利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2か月前までにご説明します。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

(1) 事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

サービス提供記録の保管	契約の終了後法に定める期間保管をします。
サービス提供期間の閲覧	土曜・祝祭日を除く毎日9時から17時。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

◇ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 9:00~17:00

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。(但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要求され



